

公 告

武雄河川事務所管内における災害時の光ケーブル応急対策工事に 関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和6年1月29日

国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所長 寺尾 直樹

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間において、発生した災害又は災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、電気通信施設（光ケーブル）の緊急的な対応を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、迅速で適切な災害対応等が行えるよう協力体制を構築することを目的としている。

また、武雄河川事務所が管理する区間外において広域的支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(2) 基本協定期間

基本協定対象区間は、下記のとおりとする。

| 協 定 対 象 区 間 |
|---|
| 武雄河川事務所が管理する六角川水系、松浦川水系（厳木ダム含む）、嘉瀬川水系及びその周辺 |

また、国土交通省が保有する災害対策用機械機器の運搬、運転も対象とする。

(3) 作業内容 主な作業内容は光ケーブルの災害復旧等

(4) 協定期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(5) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の技術者、資機材保有状況及び工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結業者を選定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71

条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年度法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を令和6年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした協定締結申請は、競争に参加する資格を有しない者として、当該協定締結申請を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 平成21年度以降に、次の①又は②の同種工事の施工実績を有すること。

①光ケーブル敷設工事 ②光ケーブル移設工事

- (5) 九州地方整備局の管轄区域の内、佐賀県、福岡県又は長崎県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結対象業者は、単体（経常共同企業体を除く。）で参加資格を満足する者を対象とする。

- (6) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を令和6年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和7年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

- (7) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745

国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所

担当：防災情報課長（内線281）

電話 0954-23-7939（防災情報課 直通）

FAX 0954-23-6927

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和6年1月29日(月)から令和6年2月19日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 防災情報課
- ③ 交付方法 : 手渡し又は電子メールにより交付する。電子メールの場合、FAXにて、メールアドレスを送付することとするが、フリーメールアドレスは受け付けない。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和6年1月29日(月)から令和6年2月19日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。
なお、持参する場合は、担当部局(防災情報課)へ事前に連絡すること。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。